

廃棄物処理手数料の減免申請 ~市の指定収集袋(ごみ袋)を減免対象者に配布~

▶ごみ減量推進課
☎042-438-4043

6月5日(休)から別表の世帯を対象に、減免(指定収集袋の無料配布)の申請を受け付けます。別表の「必要なもの」とマイバッグをご持参ください。

※対象者が窓口に来られない場合は、代理人が委任状と代理人の本人確認ができるものを持参し、申請してください。

※別表③~⑩の対象の方は市庁から申請書をダウンロードできます。ご持参いただくと待ち時間の短縮になりますのでぜひご利用ください。

町別の受付日・場所 ※指定日時に都合がつかない方は別の日に受付できます。

町目	受付日	場所
南町・新町・柳沢	6月5日(休)	田無庁舎横
北原町・向台町・芝久保町	6日(金)	中央図書館下ピロティ
田無町・西原町・緑町・谷戸町	9日(月)	(⑦~⑨の方は田無庁舎1階)
東伏見・中町・東町・泉町・ひばりが丘北・北町・下保谷	12日(休)	エコプラザ西東京
保谷町・富士町・住吉町・ひばりが丘・栄町	13日(金)	
平日来庁が難しい⑦~⑨以外の方	14日(土)	

※受付時間：午前9時~午後7時(正午~午後1時を除く。(土)は正午まで)

※6月5日(休)~11日(休)はエコプラザ西東京での配布は行っていません。

□配布枚数

●可燃・不燃ごみ兼用袋130枚

●プラスチック容器包装類専用袋50枚

別表①~⑨の方…7月~令和8年6月分

別表⑩の方…4月~令和8年3月分

□収集袋の大きさ

1人世帯……小袋(10ℓ相当)

2~4人世帯…中袋(20ℓ相当)

5人以上世帯…大袋(40ℓ相当)

※袋のサイズ交換はできません。

※6月5日(休)より前の受付はできませんのでご注意ください。

※6月16日(月)以降はごみ減量推進課(エコプラザ西東京)で平日のみ受付

※7月1日(火)以降に申請した場合の配布枚数は、申請した月分からとなります。

※混雑を防ぐため、できるだけ1世帯お1人での来庁をお願いします。

※注 別表⑦~⑨の方は平日の午後5時以降および(土)は、市民税の非課税確認ができないため当日配布不可。平日5時までにご来庁ください。

別表

	減免対象(重複する場合は1つのみ)	必要なもの
①	生活保護世帯	生活保護担当者確認印を押した申請書
②	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく支援給付を受けている者が属する世帯	担当者確認印を押した申請書
③	児童扶養手当受給世帯(ひとり親世帯など)	手当証書
④	特別児童扶養手当受給世帯	手当受給証明書
⑤	老齢福祉年金受給世帯(明治44年以前に生まれた方)	年金受給証
⑥	遺族基礎年金受給世帯 1)世帯に18歳到達年度の末日までの扶養者がいる方 ※(平成19年4月2日以降に生まれた方) 2)世帯に障害基礎年金を受給できる程度の障害の状態にある20歳未満の扶養者がいる方	年金受給証(受給者全員)もしくは年金振込通知
⑦	身体障害者手帳1級または2級の所持者で 市民税非課税世帯 ※注	各手帳 ※令和7年1月1日時点で本市に住民登録がなかった方は、以前に住民登録をしていた市区町村の令和7年度非課税証明書(世帯全員)
⑧	精神障害者保健福祉手帳1級または2級の所持者で 市民税非課税世帯 ※注	
⑨	愛の手帳1度または2度の所持者で 市民税非課税世帯 ※注	
⑩	東日本大震災により居住継続が困難となった被災者および福島第一・第二原子力発電所の周辺において、国から避難指示などが出された地域などから避難された世帯	関係官公庁が発行する罹災証明書など

伝統文化等継承事業を行う団体の補助金申請受付

申請期間 5/15(木) 午前9時 ▶ 6/30(月) 午後5時

補助金上限 1事業 10万円

市固有の伝統芸能・民俗芸能・無形文化財(伝統行事など)などの伝統文化を継承する市内の事業に対して経費の一部を補助します。

□対象事業 令和7年度に実施する、郷土に対する認識と愛着の向上、担い手となる後継者の育成、地域の連携を目的とした伝統文化等継承事業のうち、次のいずれかに該当する事業(例:どんど焼き・おはやしなど) ●市の歴史の中で培われ、継承することが必要と認められる事業 ●過去に市内で実施され、復活・発掘をすることが必要と認められる事業 ●西東京市で実施されている事業で、継承を行うことが地域の伝統文化の発展に寄与すると認められる事業

□資格 次の全てに該当する団体 ●市内に活動拠点がある ●一定の活動実績があり、応募した事業を継続的に取り組める見込みがある ●団体の規約を備え、代表者と所在地が明らか ●会計経理が明確 ●ほかに補助金の交付を受けていない ●特定の個人・団体の利益の増進、宗教や政治活動を目的としない ●暴力団やその構成員の統制下でない

☎ 6月30日(月)午後5時までに、申請書などの提出書類を下記へメール、〒188-8666市役所文化振興課へ郵送または持参(田無第二庁舎5階) ※申請書などは市庁で配布

▶文化振興課 ☎042-420-2817
✉bunka@city.nishitokyo.lg.jp

巡回連絡のご協力をお願いします!

巡回連絡カードはこんなときに活用します!

- 災害などで家の方と連絡が取れないとき
- 交通事故などに遭われて、ご家族へ連絡するとき
- 迷子や高齢者などを保護したとき

警察官が皆さんのご家庭や会社などに訪問し、ご意見やご要望を伺ったり、犯罪の予防や事故防止に役立つ情報をお知らせする活動です。初めて訪問した際には「巡回連絡カード」の記載をお願いしています。

「巡回連絡カード」は個人情報保護法のもと厳重に保管・管理されています。東日本大震災や能登半島地震などの災害時、ご家族の連

絡手段として巡回連絡カードに記載されていた緊急連絡先が役立つ例もあります。巡回連絡カードは、交番や警察署にも置いてありますので、ご協力いただける方は、交番や警察署にお越しください。

☎ 田無警察署

☎042-467-0110

▶危機管理課(保)

☎042-438-4005



警視庁
YouTube

市政

田無第三中学校複合化等の方向性についての説明会および意見交換会

市では「学校が地域のキーステーション」であるとの認識のもと、学校を核としたまちづくりに取り組むこととし、学校施設の更新時には、公共施設の集約化・複合化・多機能化を図り、地域課題を解消する仕組みを推進していきます。田無第三中学校の建替に当たり、複合化などの方向性について、検討状況などをご説明するとともに、地域市民の皆さんのご意見を伺う機会として、説明会および意見交換会を開催します。

時/場 5月23日(金)午後6時30分~8時30分/田無第三中学校、24日(土)午前10時~正午/田無第三中学校
※両日とも同じ内容 ※質疑応答可・申込不要

▶公共施設マネジメント課 ☎042-420-2800



市庁

戸籍にフリガナが記載されます

5月26日(月)に改正戸籍法が施行されることにより、本籍地の市区町村から、戸籍に記載する予定のフリガナが通知されます。通知が届きましたら、誤りがないか必ずご確認ください。市では、8月上旬ごろに通知を送付する予定です。誤りがあれば、フリガナの届出をしてください。誤りがなければ、届出をしなくても通知のとおり戸籍に記載されます。 ※詳細は市庁へ ▶市民課 ☎042-420-2753

来庁者の本人確認

市民課業務の各種届出などの受付事務に関して、個人情報の保護を図り、住民に関する記録の管理を適正に行う必要があります。両庁舎市民課および各出張所の窓口における各種届出および各種証明書の請求の際に、来庁される方について、本人確認を実施しています。

運転免許証や旅券などのほかに、マイナンバーカードも本人確認書類とし

暮らし・環境

コンビニ交付サービスの停止

システムメンテナンスに伴い、下記の日時でコンビニ交付サービスが停止します。ご理解とご協力をお願いします。なお、停止日程は変更になる場合がありますので、最新の情報は市庁をご覧ください。

時 5月26日(月)・6月3日(火)終日

対 市内外の全ての店舗

□停止する証明書 全ての証明書

▶市民課 ☎042-460-9820

保 ☎042-438-4020

ハクビシンによる被害

ハクビシンによる建造物の屋根裏への侵入被害、敷地内の果樹や家庭菜園の食害被害が発生し、目撃および相談が寄せられました。ハクビシンは鳥獣保護法により、一般市民による捕獲は許可されていません。実害が発生している場合には、捕獲器の貸し出し、設置を行っています(設置は屋外の※)。また、目撃情報を募集しています。目撃した場合は下記までご連絡ください。

▶環境保全課 ☎042-438-4042

✉kankyous@city.nishitokyo.lg.jp